

※この内容は、今後訂正・追加される場合があります。

No.	内容	質問	回答
1	補助対象者	過去に介護テクノロジー（介護ロボット・ICT機器）の補助を受けた事業所でも、再度申請することは可能か。	可能です。
2		これから開設する介護サービス事業所は、補助対象となるか。	交付申請書の提出日時点で、対象となる介護サービ事業所が開設している必要があります。
3		同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、併設されているので1事業所として考えてよいのか。	事業所数は事業所番号により定義しているため、併設されている事業所でも事業所番号が分かれている場合は別の事業所として扱います。
4		昨年度の要望調査に回答していないが、本補助金に申し込むことは可能か。	可能です。
5	補助対象経費	導入を検討している機器は補助対象か。	介護テクノロジー機器として対象となるものは経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」（別添1）の定義に当てはまるものとなります。なお、福祉用具情報システム（TAIS）において「介護テクノロジー」として掲載されている機器は補助対象となりますので、参考としてください。 疑義がある場合は、カタログなどに記載の製品情報と具体的な使用方法を出来る限り詳細に記入の上、県庁までメールで送付いただく形でご相談ください。
6		補助対象経費に含まれないものにはどんなものがあるか。	メンテナンスに係る経費（介護ソフトのシステム保守料を除く）、通信費、保険料、過年度に導入した機器・介護ソフトのランニングコスト、既に保有している機器等の廃棄に係る経費、機器の設置に係る建物の改修費は補助対象となりません。
7		介護テクノロジーのパッケージ型導入とは、どのような申請が対象となるのか。	介護テクノロジーのパッケージ型導入とは、別添1「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合が対象となります。なお、導入機器には以下の①と②の機器を含める必要があります。 ①重点分野の「介護業務支援」に該当するテクノロジー ②重点分野に該当するテクノロジー 〈介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例〉 ・「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・「介護業務支援」に該当する複数の機器 ・介護記録ソフト＋介護請求ソフト 等
8		介護テクノロジーのパッケージ型導入支援について、「連動することで効果が高まる」とはどのように判断するのか。	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例として交付要綱及びHPに記載しているとおり、「介護業務支援」に該当するテクノロジー（介護ソフト等）と他のテクノロジーを併せて活用することで、単体で活用するよりも効果的に活用できるか、といった視点で判断します。「介護業務支援」に該当するテクノロジーの定義については、別添1「介護テクノロジー利用の重点分野」をご確認ください。
9	対象となる機器	パッケージ型導入支援について、過年度に導入した機器と連動する機器を導入する場合、対象となるか。	パッケージ型導入支援は、該当する複数の機器を「今年度中」に導入する際に対象となります。例えば、過年度に導入した介護ソフトと連携する見守り機器等は、パッケージ型導入支援ではなく、「重点分野に該当するテクノロジーの導入」の補助対象となります。
10		介護テクノロジーのリースやレンタル費用も補助対象と考えてよいか。	対象となりますが、当該年度中に係る費用のみが対象となります。
11		介護ソフトの5年間の使用権（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象として扱っていいか。	補助金額については、使用権（ライセンス）期間で判断するのではなく、使用権（ライセンス）を購入した際の支払金額で判断してください。例えば、使用権（ライセンス）が複数年の介護ソフトでも、当年度に全額支払った場合は全額が補助対象となります。一方、使用権（ライセンス）が複数年の介護ソフトで支払金額が一年分（毎年払い）であれば、1年分の金額が補助対象となります。「補助対象額＝当年度の支払金額」となります。なお、支払いは実績報告提出までに完了している必要があります。 【補助対象経費の範囲について】 ① 使用権の期限がないもの（買取型）…全額 ② 支払いが月払いのもの…当該年度分（令和7年4月～令和8年3月） ③ 支払いが年額払いのもの…1年分 ④ 複数年の使用契約のもの…当該年度に負担した額
12		介護ソフトの改修に要する費用は対象となるか。	以下に対応するための改修費用は対象経費とします。 ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑤「LIFE標準仕様」（※）に対応するための改修 ※令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様」
13	対象となる機器	介護ソフトのアップデートに要する費用は補助対象となるか。	機器の導入を伴わない、既存ソフト等のアップデートに係る経費は補助対象外です。
14		付帯費用は補助対象に含まれるか。	重点分野に該当する介護テクノロジーの使用に必要不可欠なものであり、介護テクノロジーとしての最低限の機能の一部として考えられるものであれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができます。 但し、交付要綱第3（1）イ「その他機器」の導入に伴うものは対象外となります。 付帯費用の例： ・通信環境整備に要する経費（Wi-Fiルーター等） ・情報機器（タブレット、パソコン等） ・運搬費 ・配送料 ・初期設定・設置費用 等
15		本体に取り付ける消耗品等、定期的に交換しなければならないパーツ等があるが、それらは主たる機器に付帯して必要となる経費に含まれるか。	消耗品やオプション品は対象外です。ただし、非装着型の移乗機器の専用シート（つり具部分）等、機器の利用に不可欠なものとして、本体の一部として納品された部材は補助対象とします。
16		「保守経費等（クラウドサービス、保守、サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費など）」は、付帯費用に含まれるか。	機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となります。
17	対象となる機器	インカムを導入したいが、付帯経費は補助対象となるか。	インカムについては、交付要綱第3（1）イ「その他機器」として補助対象となるため、付帯経費については補助対象外となります。
18		過去に見守り機器等を導入しており、今回新たにタブレットやWi-Fi環境のみを整備する場合、補助対象となるか。	補助対象とはなりません。タブレットやWi-Fi環境整備等、機器の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器（重点分野に該当する介護ソフトや見守り機器等）と併せて導入する場合に限って補助対象となります。
19		介護ソフト導入時の職員数の算出にあたり、管理者等の直接的な業務に携わらない職員も対象となるか。また、対象となるのは常勤の職員のみか。	訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、介護ソフトの活用が見込まれる管理者や生活相談員、事務員などの職員も含みます。また、常勤・非常勤の別は問いません。
20		テクノエイド協会の「福祉用具情報システム（TAIS）」に選定された機器は全て補助対象なのか。	全てではありません。「福祉用具情報システム（TAIS）」の「介護テクノロジー」として選定された機器（該当機器には介護テクノロジーというマークがついています）が補助対象となります。
21	対象となる機器	バックオフィスソフトを導入する際には、介護ソフトと同様に一気通貫の環境が実現している必要があるか。	バックオフィスソフトは「その他」に該当する機器であるため、一気通貫の環境が実現されていなくても、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる機器であれば補助対象となります。
22		交付要綱に定められている「イ その他」の対象機器とは何を指しているのか。	下記の機器が対象となります。 ・移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト） ・介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット） ・生産性向上に資する福祉用具（訪問介護事業所で使用するスライディングボード） ・職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等） ・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等） ・バイタル測定が可能なウェアラブル端末
23		「イ その他」対象機器のみ申請することはできるか。	申請できます。ただし、主たる機器に付帯して必要となる経費については、「その他」対象機器の場合には補助対象外となります。
24		介護テクノロジーの導入に関して、いくつかの機種を同時に導入する場合はそれぞれで補助対象となるか？	導入目的が異なる場合はそれぞれの機種が補助対象となります。同一目的のために導入する機器については、1機種に限り補助対象となります。
25	対象となる機器	ナースコールは補助対象となるか。	見守り機器とセットで販売されており一体的に使用するもの、又は見守り機器と一体型のもののみ補助対象となります。
26		令和8年1月に発売予定の介護ロボットを導入したいと考えているが、補助の対象になるか。	補助の対象にはなりません。交付要綱の留意事項に記載のとおり、「販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等」を補助対象としています。 なお、申請時点で販売価格が公表されており、予約販売等によりロボットが購入可能な状態であれば補助対象とします。 ただし、実績報告の提出期限までに事業が完了しない場合、補助対象外となる可能性もありますので、ロボットの販売事業者とも十分協議の上、計画的な事業実施となるよう努めてください。
27		年度途中から介護テクノロジー等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。	当該年度中の経費を補助対象としているため、当該年度の3月末までの経費が対象となります。なお、実績報告までに支払いを完了していることが必要です。

28	補助額	補助額には、消費税及び地方消費税は含めてよいか。	本補助金では、導入経費の消費税及び地方消費税額を含めた金額が対象となります。
29		各種上限額は、導入費用の上限ではなく、補助額の上限という考え方でよいか。	お見込みのとおりです。 例えば、補助上限額が100万円のテクノロジーを1台120万円で購入する場合、補助額は90万円になります。（導入費用120万円の3 / 4 が補助額となる）
30	補助要件	交付要綱中「別表 6 に掲げるサービスについては、令和 7 年度内に、ケアプランデータ連携システムの利用を開始すること」とあるが、データ連携実績がなくてもよいか。	データ連携実績が無くても、システムを導入していれば補助対象となります。
31		介護ソフトの基準額について、令和 7 年度中に「ケアプランデータ連携システム」により 5 事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に 5 万円が加算されることになっているが、令和 7 年度に新たに 5 事業所以上とデータ連携を実施する必要があるのか。	令和 7 年度以前に連携を行っている事業所数も含め、データ連携している事業所が 5 事業所以上あれば問題ありません。
32		補助要件について、「SECURITY ACTION」対象外の事業所については、同等の対策（一つ星or二つ星）を講じていることを宣言すること」とあるが、詳細な条件は何か。また、宣言するために必要な手続きや留意事項はあるか。	詳細な条件は以下HPを確認ください。HPの「一つ星を宣言する」、「二つ星を宣言する」に条件が記載されています。 https://info.ipa.go.jp/form/pub/inquire/sa-inq 【留意事項】 （１）事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、「法人」ではなく便宜上「個人事業主」の区分を選択して、以下の 2 パターンのどちらかで申し込んでください。 〈パターン 1〉事業所or施設が所属する法人名を登録しておきたい場合 代表者名（姓）：事業所or施設が所属する法人名 代表者名（名）：事業所or施設の名称 屋号：（記入しない） 〈パターン 2〉事業所or施設の代表者名を登録しておきたい場合 代表者名（姓）：事業所or施設の代表者の姓 代表者名（名）：事業所or施設の代表者の名 屋号：事業所or施設の名称 （２）SECURITY ACTION自己宣言の確証として、SECURITY ACTION申請時にメールで返送された「自己宣言IDのお知らせ」を保管しておくようにしてください。 万一、該当メールを紛失した場合は、SECURITY ACTION事務局に自己宣言IDを照会する問合せを行い、その回答メールを代替とすること。
33	申請手続き・提出書類	交付決定前に購入した介護テクノロジー等も補助の対象になるか。	令和 7 年 4 月 1 日以降に契約・購入した介護テクノロジーで、支払証拠書類等が揃っているものであれば対象となります。事前着手届を交付申請書と共にご提出ください。 ※ただし、補助金の交付は審査の上、決定いたします。既に入購したものについて、補助金の交付を確約するものではないことにご留意ください。
34		通販サイト等でネット購入する場合、申請時に添付が必要とされている見積書やカタログが無い場合はどうすればよいか。	補助金の交付申請にあたっては、原則として見積書の添付が必要です。ただし、相談の事例のように、見積書の徴収が困難な場合は、購入予定の機器等について、申請時点の価格が分かる資料（該当ページのスクリーンショットなど）の添付でも可とします。
35		「SECURITY ACTION」を宣言したことを証する書類については何を添付すればよいか。	以下を想定しています。 ・自己宣言完了のお知らせメールの写し ・申込受理メールの写し ・自己宣言者サイトにログインすることで確認できる「自己宣言状況：二つ星（一つ星）受付完了」という画面の画面コピー
36		見積書等で、まとめて値引きがされているがよいか。	補助対象外の項目が含まれている場合、どこを値引きするか特定できず、正しい補助対象経費が算定できません。経費の内訳書を添付する等、どの項目でいくら値引きされるか分かる状態の見積書を用意してください。
37		補助金交付要綱において、「LIFEによる情報収集に協力すること。」とあるが、具体的にどうすればよいか。	科学的介護情報システム（LIFE）に情報を提供し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいですが、今後活用を検討されていれば、申請時点でLIFEの利用申請をしていることや、csv連携の標準仕様を実装していることを求めるものではありません。
38	事業実施上の留意事項	機器の導入、支払等はいつまでに完了すればいいか。	令和 7 年度事業については、令和 8 年 2 月 27 日までに長野県宛ての実績報告書（支払証拠書類等）を提出できるようにご承知おきください。
39		交付決定額よりも実績が安価になり、交付決定額との差額が生じた場合、購入する機器の台数を増やしたり、別のものを追加で購入したりすることはできるか。	交付決定額との差額が生じても、その差額で購入する機器の台数を増やしたり、別のもの購入したりすることはできません。
40		交付決定額よりも実績が高価になり、交付決定額との差額が生じた場合、交付決定額を変更することは可能か。	まずは県までご相談ください。やむを得ない事情があり、当初の交付決定から増額があった場合には、変更交付申請の手続きを行っていただくことで補助対象とできる場合がありますので、上記のような事態が発生した場合は、お早めにご相談ください。
41		補助を受けた事業所を閉鎖する際は、報告する必要があるのか。	事業所の閉鎖、譲渡等を行う場合は、財産処分の手続きが必要な場合がありますので、必ず事前に県へご相談ください。
42		特別養護老人ホームで補助金を受けて導入したロボットについて、同じ法人内の別の事業所で利用してもよいか。	原則として補助を受けた事業所や施設以外では利用できません。必ず、申請をした事業所でのみ利用してください。